

別表（Ⅰ）高等学校教諭一種免許状（商業）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

2019年度～令和3年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツⅠa 健康スポーツⅠb 健康スポーツⅠc 健康スポーツⅡa 健康スポーツⅡb 健康スポーツⅡc（スキー） 生活と健康		1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導 教育実習Ⅱ	1 2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		24		24単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目				備 考
			授業科目	必修	選択必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20 単位	流通システム論Ⅰ		2		選択必修 18 単位以上選択
			流通システム論Ⅱ		2		
			金融市場論		4		
	商業の関係科目	20 単位	経営学原理Ⅰ		2		
			経営学原理Ⅱ		2		
			経営管理論		4		
			財務管理論		4		
			簿記原理		2		
			応用簿記		2		
			社会情報入門Ⅰ		2		
			社会情報入門Ⅱ		2		
			マーケティング			4	
			マーケティング行動論			4	
			チャネル・マネジメント			4	
			国際マーケティング			4	
			貿易論			4	
			保険論			4	
			商学特講		2		
			経営学説史		4		
			労務管理論		4		
			国際経営論		4		
			経営史		4		
			企業と社会		4		
			中小企業論		4		
			経営学特講		2		
			経営戦略論		4		
			財務会計論		4		
			原価計算論		4		
			管理会計論		4		
			監査論		4		
			国際会計論		4		
			組織と会計		2		
			税務会計論		4		
			会計学特講		2		
			経営と会計		2		
	職業指導		職業指導	2			
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4 単位	商業科教育法Ⅰ 商業科教育法Ⅱ	2 2			
要修得単位		24		6	18		

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照		12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて <u>12単位以上</u> を修得すること。

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」で 24 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「免許法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※「職業指導」「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。